

但馬銀行から NISA ジュニアNISA のご案内

NISAの年間投資枠が 120万円まで拡大

平成28年1月からNISAが拡充され、5年間の
非課税投資枠が最大600万円となります。

ジュニアNISAが新設

平成28年1月から口座開設の申込みがスタートし、
4月から投資が可能となります。

「NISA」と「ジュニアNISA」の比較

| 制 度 | NISA 拡充 | ジュニアNISA 新設 | |
|-------|---|--|--|
| イメージ図 | ■現行制度（～平成27年） 非課税投資枠100万円 ■新制度（平成28年～平成35年） 非課税投資枠120万円に拡充 | ■現行制度（～平成27年） 制度なし ■新制度（平成28年～平成35年） 非課税投資枠80万円 | |
| 制度概要 | 対象年齢 | 20歳～ | 0～19歳 ※1 |
| | 年間の非課税投資枠 | 120万円（平成28年1月以降） | 80万円 |
| | 対象商品 | 上場株式、公募株式投資信託等 | |
| | 口座開設手続き | 住民票等を提出 | マイナンバー等を提出 |
| | 投資可能期間 | 平成26年1月1日～平成35年12月31日 | 平成28年4月1日～平成35年12月31日 ※平成28年1月1日より口座開設の申込可能 |
| | 非課税期間 | 最長5年間 | |
| | 払出制限 | なし | 18歳までは途中払出しに制限 ※2 |
| | 運用口座の管理 | 口座開設者本人 | 親権者等が代理 |
| | 投資可能期間満了時の取扱い | なし | 口座開設者が20歳に到達するまでは、 継続管理勘定※3に移管し、非課税保有を継続可能 |
| | 金融機関変更 | 可能 | 不可 |

※1 その年の1月1日において20歳未満である方、及びその年に出生した方が対象となります。

※2 その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの間は、当該未成年者口座内の投資信託等を課税未成年者口座以外の口座に非課税で払出すことはできません。上記期間中に払出した場合には、全非課税期間を通じた譲渡または配当等の支払いがあったものとして課税（源泉徴収）されます。この場合において譲渡損はなかったものとみなされますのでご注意ください。

※3 継続管理勘定：平成36年～平成40年までの各年に開設可能です。
ただし払出制限があります。

お問い合わせは  0120-164-230
受付時間 / 平日9:00～19:00（ただし、銀行休業日を除く）

（平成27年12月15日作成）

